

神奈川県在宅医療推進協議会 訪問看護部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、神奈川県在宅医療推進協議会設置要綱第6条の規定に基づき、神奈川県在宅医療推進協議会訪問看護部会（以下「訪問看護部会」という。）の設置等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 訪問看護部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 訪問看護の実態調査に係る計画・実施・報告・評価に関すること。
- (2) 県の在宅医療における訪問看護の課題に関すること。
- (3) 県内の訪問看護師の確保・育成に関すること。
- (4) 県民及び医療従事者に対する訪問看護の普及啓発に関すること。
- (5) その他、訪問看護の推進および他職種との連携に関すること。

(構成員)

第3条 訪問看護部会は、次の各号に掲げる団体により選出された委員によって構成する。

- (1) 神奈川県看護協会
 - (2) 神奈川県訪問看護ステーション協議会
 - (3) 看護師等養成機関連絡協議会
 - (4) その他県内において地域の訪問看護事業者を代表する法人
- 2 委員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は前任者の在任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(委員長)

第4条 訪問看護部会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 訪問看護部会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課人材確保グループで処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、訪問看護部会の運営に関し必要な事項は、委員長

が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。